

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正新旧対照表

新

(通行障害建築物の要件の特例)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）第三条の規則で定める場合は、建築物の地盤面（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）が前面道路の路面の中心より低い位置にある場合とする。

2| 省令第四条の規則で定める距離は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第一号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ又はロに定める距離に、当該建築物の地盤面から当該前面道路の路面の中心までの高さに相当する距離を加えたものとする。

（要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に関する報告）

第一条の二 略

（計画の認定申請書に添える図書等）

第三条 法第十七条第一項の申請をしようとする者は、省令第二十八条第一項又は第二項の申請書に、同条第一項から第七項まで、第九項及び第十項並びに次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる図書にあっては、同条第二項に規定する申請をする場合に限る。

旧

（要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に関する報告）

第一条 略

（計画の認定申請書に添える図書等）

第三条 法第十七条第一項の申請をしようとする者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）第二十八条第一項又は第二項の申請書に、同条第一項から第七項まで、第九項及び第十項並びに次項に定めるもののほか、次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる図書にあっては、同条第二項に規定する申請をする場合に限る。

2 一
略 以
下
略

2 一
略 以
下
略

新

様式第1 (第1条の2関係)

略

様式第1 (第1条関係)

略